

[事案 27-113] 契約無効請求

・平成 28 年 4 月 6 日 和解成立

<事案の概要>

契約時、解約時リスクの説明が不十分であったことを理由として、一時払保険料と解約返戻金との差額の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 27 年 3 月に契約した無配当終身保険について、以下の理由により、一時払保険料金額と解約返戻金額の差額を返してほしい。

- (1) 契約時に本件契約の解約時リスクがあることの説明がなかった。
- (2) 定期預金の満期前に当該資金を使って保険に加入するよう募集人（銀行員）に誘導され、よく理解しないままに契約した。
- (3) 契約時に、契約加入の再考や家族との相談の提案をうけたことはなく、意向に沿わない本件商品への加入を誘導された。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は申立人のニーズ、リスク許容度等を把握の上、本件商品を提案している。
- (2) 募集人は所定の募集資料を用いて本件商品の商品内容、各種リスクについて説明し、申立人は契約時に本件商品の商品内容について理解し加入している。
- (3) 募集人は、本件商品への契約について家族への相談や再考を促す案内を行う等慎重に対応しており、申立人自らの意思で契約加入を決断している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が、解約に伴うリスクがないものと思い込んでいたのが事実だとしても、そのように誤解したことにつき、申立人には重大な過失があったものと言わざるを得ないが、募集人は契約の締結を急ぎすぎたとの感を抱かざるを得ない。したがって、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。